

税の申告はお早めに

2月16日(火)から、所得税の確定申告と町県民税(住民税)、各種保険税(料)の申告が始まります。自分で申告書を作成し、3月15日(月)までに申告してください。2月上旬には税務グループの窓口にて「所得税の確定申告の手引き」を準備していますので、参考にしてください。

▼問い合わせ
 税務グループ
 加古川税務署
 ☎079(435)0358
 ☎079(421)2951

所得税

サラリーマンなど給与所得の方

《主な収入が給与収入の方》

サラリーマンの給与収入にかかる所得税は、毎月の給与やボーナスから源泉徴収され、12月の年末調整によって1年間の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

サラリーマンなどの給与所得の方でも、次のような方は申告が必要です。
 ① 昨年の給与の収入額が2千万円を超える方



- ② 給与を1カ所から受けている場合で、給与以外の所得金額(不動産所得など)が20万円を超える方
- ③ 給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える方

事業所得や不動産所得がある方

《主な収入が給与収入以外の方》

- ① 商売など個人で事業を営んでいる方
- ② 不動産収入(家賃や地代など)がある方
- ③ 土地や建物、株式などを譲渡した方
- ④ 年金を受けている方で年金以外の収入がある方や、社会保険料控除・生命保険料控除などを受けられる方

申告で税が還付される方
 通常は確定申告の必要のないサラリーマンなど給与所得の方でも、次のような方は確定申告をすると所得税が還付される場合があります。
 ① 平成21年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合
 ② 病気やけがなどで多額の医療費を支払った場合(医療費控除…次頁枠内参照)
 ③ 災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合(雑損控除)
 ④ 住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増築をした場合(住宅借入金等特別控除)
 ⑤ 一定の要件を満たす住宅耐震改修をした場合(住宅耐震改修特別控除)

▼問い合わせ
 詳しくは税務署までお問い合わせください。
 加古川税務署
 ☎079(421)2951



町県民税(住民税)

確定申告をされる方と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている方は必要ありません。

申告が必要な方

- ① 平成22年1月1日現在、町内に住所があり、昨年中に所得があった方
- ② サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる方

- ・ 勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない方
- ・ 給与以外に、家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以下の方(20万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です)
- ・ 平成21年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった方

国民健康保険税

介護保険料

後期高齢者医療保険料

右記の各種保険に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得税の確定申告

告または、町県民税の申告をされる方は必要ありません。所得が少ない方については、負担を軽くするため、状況に応じて各種保険税(料)が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった方も、必ず申告してください。

▼問い合わせ
 町県民税と国民健康保険税
 税務グループ
 ☎079(435)0358
 ○介護保険料・後期高齢者医療保険料
 保険年金グループ
 ☎079(435)2582

図書館の向かい側です

申告受付会場

- ▶ 場所 播磨町役場第2庁舎3階 会議室2
- ▶ 期間 2月16日(火)～3月15日(月)(土・日を除く)
- ▶ 受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時
- ※ 日時によっては混雑が予想され、受付時間内であっても当日の受け付けができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(特に、初日から数日間は混雑が予想されます)
- ▶ 受付内容 町県民税、国民健康保険税、一部の所得税申告
- ※ 譲渡所得・事業所得(1年目)・住宅借入金等特別控除(1年目)・住宅耐震改修特別控除・青色申告・準確定申告・損失申告の方は税務署が開設する確定申告会場(加古川産業会館)で申告してください。
- ▶ 申告に際しての注意事項
 - ・ 医療費控除を申告する方は、事前に医療費の明細書を作成しておいてください。(役場では、明細書作成や領収書の整理は行っていません)
 - ・ 事業などで収支計算が必要な方は、必ず収支内訳書を完成させてください。(役場では、収支内容についての指導は行っていません)
 - ・ 農業所得の申告には、収支計算書が必要です。

(収支計算の方法) 収入金額 - 必要経費 = 所得金額
 収入金額…米や野菜の販売金額・自家消費など
 必要経費…種もみや苗代、水利費、土地改良費、農機具の減価償却費や修繕費

注意事項

- 「おむつ」に係る費用の医療費控除について
 おむつ代が医療費控除の対象となるのは、医師が発行した「おむつ使用証明書」の発行日以降に購入されたおむつ代です。ただし、2年目以降の確定申告については、介護保険法に基づく要介護認定の申請をした方で一定の要件を満たす場合、この証明書に代わって役場保険年金グループで発行する証明書を添付していただければ、医師の証明書は不要です。
 該当される方は、保険年金グループに申請してください。
- ▶ 対象 下記のすべてに当てはまる方
 - ・ 以前、医師が発行した「おむつ証明書」で医療費控除を受けられた方〔今回でおむつ代(医療費控除)の確定申告が2回目以上の方〕
 - ・ 介護保険の申請をされている方で ① 主治医意見書の内容に「尿失禁」のチェックがある ② 障害老人自立度がBまたはCの方
- 障害者控除について
 介護保険の要介護認定を受けておられる方で、一定の要件を満たす方は、障害者手帳が無くても障害者控除が受けられます。申告をされる方で該当になる場合は、障害者控除証明書を発行しますので、申告前に保険年金グループへ相談・申請を行ってください。
- ▶ 問い合わせ
 保険年金グループ ☎079(435)2582

税務署からのお知らせ

申告と納税は期限内にお願いします。

○所得税・贈与税 3月15日(月)まで

○消費税(個人事業者) 3月31日(水)まで

※納税は便利な振替をご利用ください。

▼問い合わせ

加古川税務署 ☎079(421)2951



▶加古川産業会館(確定申告会場)

確定申告会場が変わります

▼確定申告会場

加古川産業会館(JAビル) 4階

(加古川市加古川町寺家町45)

相談会場の開設期間中は、加古川税務署及び加古川市役所内には、確定申告会場は設けませんので注意してください。なお、日時によっては、申告会場が非常に混雑いたしますので、終了時間前に入場を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▼開設期間・時間

2月1日(月)～3月15日(月)

午前9時～午後5時

土・日曜日、祝日は休みです。

※ただし、確定申告会場(加古川産業

会館)では、2月21日・2月28日の日曜日に限り、開設いたします。

▼問い合わせ

加古川税務署 個人課税部門

☎079(421)2951

※車でのご来場はご遠慮ください

確定申告会場には専用駐車(輪)場がありませんので公共交通機関をご利用ください。

税理士による地区申告相談会場ののご案内

小規模事業者のための申告相談所を、近畿税理士会加古川支部・商工会議所・商工会及び(社)加古川納税協会などのご協力をいたいて開設します。消費税の申告相談にも応じていますので、ご利用ください。

ご来場の際には、前年分の申告書や収支内訳書の控え・筆記用具・計算器具などをご持参ください。
※譲渡所得・贈与税・相続税関係の相談は行っていません。
▼会場 中央公民館 2階視聴覚室
▼開設日 2月22日(月)・23日(火)
▼相談時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時
※日時によっては混雑が予想され、会場の混雑状況により、終了時間前に入場を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お知らせ

確定申告は、さらに便利で使いやすくなったe・Taxで!

○国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e・Taxに送信することができます。
○最高5千円の税額控除

平成21年分の確定申告を本人の電子署名を付して申告期限内にe・Taxで行うと、所得税から最高5千円の控除を受けることができます。(平成19年分または20年分で本控除の適用を受けた方は受けられません)
○添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe・Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信

することにより、提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります)
○還付金がスピーディー
e・Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)
※e・Taxの利用に際しては、開始届出書の提出・電子証明書の取得(手数料が必要ですが)、ICカードリーダーなどの購入などの事前準備が必要です。

▼参照 e・Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

○国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

国税庁のホームページでは、ご自宅で簡単に所得税や贈与税などの申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」を提供しています。このコーナーには、申告や申請に必要な各種様式も掲載していますので、ぜひご利用ください。

また、同コーナーで作成したデータはそのままe・Taxを利用して提出できます。

なお、平成21年分以降、贈与税の申告書の事前送付は行いませんので、贈与税の申告書の作成も「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。
▼参照 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

平成22年度から実施の

住民税(町県民税)に係る税制改正について

2月16日から始まる確定申告に向け、平成22年度実施の改正についてお知らせします。

▼問い合わせ 税務グループ ☎079(435)0308

1. 住民税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)が変わります

○本人から市町村への申告は原則不要となります

従来、住民税の住宅ローン控除(平成11年から18年までに入居された方)の適用を受けようとする場合には、本人が毎年3月15日までに市町村へ申告する必要がありましたが、地方税法の改正により、給与支払報告書(源泉徴収票)に記載された「住宅借入金等特別控除可能額」や「居住開始年月日」などを基に市町村が住宅ローン控除額を計算することとされ、本人から市町村への申告は原則不要となりました。
▼控除される額 次のいずれか小さい額が住民税から控除されます。

- ・ 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額
- ・ 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額(上限9万7500円)

○新たに平成21年から25年に入居される方も対象となります

従来、住民税の住宅ローン控除の対象は平成11年から18年までに入居されていた方に限られていましたが、景気対策の一つとして、住宅投資を活性化するために、地方税法が改正され、新たに平成21年から25年に入居された方のうち所得税から住宅ローン控除を控除しきれない方につきましても、平成22年度以降の住民税の住宅ローン控除の対象となりました。

※平成19年1月1日から平成20年12月31日までに入居された方につきましては、所得税の住宅ローン控除の適用は受けられますが、個人住民税の住宅ローン控除の適用は受けられません。

なお、平成19年と平成20年の入居者は、所得税では、住宅ローン控除を受ける最初の年に、控除率を引き下げて控除期間を10年から15年に延長する方式を選択できる特例が設けられています。

2. 上場株式などの配当所得と上場株式などの譲渡損失との間での損益通算ができるようになりました

平成21年1月1日以降に支払いを受けるべき上場株式などの配当を有する場合において、その配当所得の課税方法について、確定申告の際に「総合課税」もしくは「申告分離課税」を選択できるようになりました。

申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されませんが、上場株式などに係る譲渡損失との間で損益通算を行うことが可能となりました。

※上場株式などの配当等に係る配当所得の申告不要の特例を適用し、配当所得を申告しないことも可能です。

※申告をした場合は、扶養控除等の判定に使用する合計所得金額に配当所得が含まれます。

税金に関する相談

毎月の広報はりま「各種相談」のページで掲載しています。

●納税と相談

▼主催 播磨町役場税務グループ

▼日時 毎月第4日曜日 午前9時～正午、午後1時～5時

▼場所 税務グループ(閉庁日です)

▼場所 中央公民館側通用口をご利用ください

●税務相談

▼主催 播磨町商工会

▼日時 2月5日(金)、3月5日(金)

午後1時～3時

▼場所 播磨町商工会館

▼対象 商工業者

▼申し込み・問い合わせ

播磨町商工会

☎079(435)1630

●税理士記念日「税金でんわ相談室」

あらゆる税金の無料相談です

▼主催 近畿税理士会加古川支部

▼日時 2月23日(火)、24日(水)

午前10時～午後4時

▼相談電話番号

近畿税理士会 加古川支部

☎079(424)36805

※確定申告時期は、開設していませんが、毎月「税理士会の税務相談」を各種相談のページで、ご案内しています。